

全体構想編

第1章 都市づくりのビジョン

第2章 将来都市構造

第3章 分野別都市づくり計画

第1章 都市づくりのビジョン

導入編第3章で挙げた課題と上位計画である総合計画及び区域マスを踏まえ、基本的なまちづくりの考え方を整理します。

1-1 本巢市の将来像

本市は、近隣都市との交流の場となる商業地域、住宅地域、稲作・果樹を中心とした田園地域、清流根尾川の源流域である森林地域など、地理的・自然的にさらなる発展の可能性を有しています。

また現在、東海環状自動車道の整備が進められており、屋井工業団地への企業進出が完了するなど今後の産業振興も期待されます。

まちづくりにおいては、市民が主体となって地域毎の特徴を活かした取り組みが重要であるため、市民活動を支援し、市民と行政が協働しながら進めていく必要があります。

そこで、豊かな自然と都市が調和するまちなかで、市民同士がともしつながり、支え合い、次世代へ住みよい環境を受け継いでいく活力あるまちを目指します。

自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢

1-2 上位計画の方向性

本市の将来像を実現する上で、総合計画及び区域マスでは以下の基本方針を定めています。

本巢市第2次総合計画

—まちづくりの基本方向—

- 自然環境・防災 ～自然と共生する安全なまち～
- 生活環境・安全 ～住みやすく安心して暮らせるまち～
- 健康・福祉・医療 ～人にやさしく生きがいのあるまち～
- 子育て ～地域の子どもをみんなで育てるまち～
- 産業・雇用 ～資源を活かして活力を創造するまち～
- 教育・文化 ～学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち～
- 行政運営・市民協働 ～市民と行政がともしつくる自律したまち～

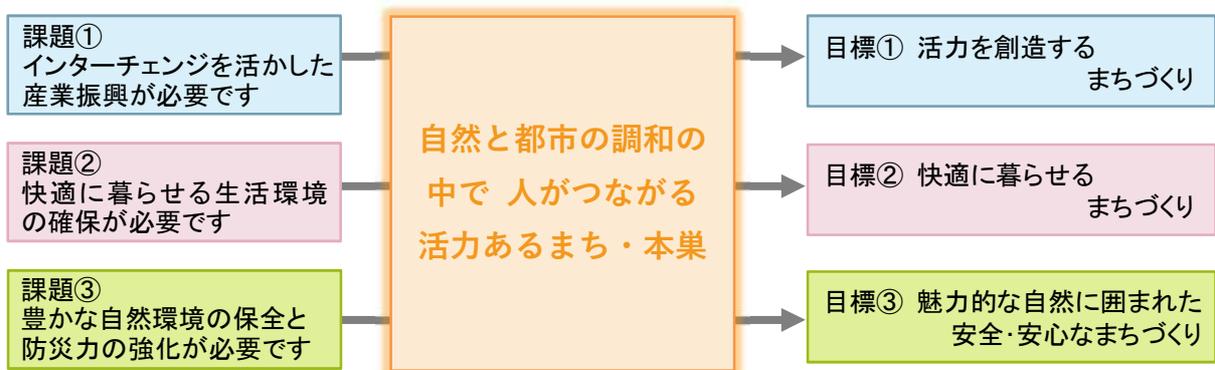
本巢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

—まちづくりの方針—

- 豊かな自然を守り、活かすまちづくり
- 安全・安心で快適に過ごせるまちづくり
- 活気に満ち、こころがふれあうまちづくり

1-3 まちづくりの目標

総合計画のまちづくりの基本方向と、区域マスの空間形成に係るまちづくりの方針を踏まえ、本市における課題に対応する形で、まちづくりの目標を設定します。



まちづくりの 目標①

活力を創造するまちづくり

本市への移住・定住の促進と交流人口の拡大のためには、東海環状自動車道を活用したまちづくりが必要です。既存の工業団地周辺を中心に新たな工業用地を確保し、企業誘致を図るため、(仮称)糸貫 IC 周辺の道路整備を進め、新たな産業を創出していくことを目指します。また、(仮称)糸貫 IC につながる道路交通網を整備し、広域ネットワークを形成することで、既存企業と連携した工業集積による産業振興など、本市の活力の向上を目指します。

- インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出
- 広域ネットワーク形成による既存企業と連携した活力の向上

まちづくりの
目標②

快適に暮らせるまちづくり

本市は、人口減少・少子高齢化が進むなかで、国道 157 号に沿って市街化が進むなど比較的集約された市街地が形成されています。今後も適切な土地利用の規制・誘導を行い、集約型の都市構造を維持していくことを目指します。また、生活道路の整備による道路ネットワークの形成や市街地内における公園の確保など、生活基盤を充実させることで快適性を向上させます。

- 適正な土地利用の規制・誘導による集約型都市構造の維持
- 道路ネットワークの形成と生活基盤の充実による快適性の向上

まちづくりの
目標③

魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

清流根尾川の源流域である北部の森林地域や稲作・果樹を中心とした田園地域など、市内には誇るべき自然環境が豊富にあります。また、淡墨桜をはじめとする四季折々の魅力ある観光資源や、真桑人形浄瑠璃や能郷の能・狂言をはじめとした伝統的な祭礼など、多様な歴史文化資源も点在しています。こうした豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用を進め、まちの魅力向上を目指します。

一方で、本市は地形的・自然的条件から自然災害による被害が発生する可能性があります。全ての市民が安全に暮らせるよう治山・治水・砂防事業等のハード面の計画的な取り組みや、市民自らの力による防災力の強化などソフト面からの取り組みを進め、防災・減災まちづくりを推進します。

- 豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用による魅力の向上
- 自然災害に強い防災・減災まちづくりの推進

1-4 将来フレーム

本計画では、将来の目標人口を総合計画との整合を図り、33,666 人とします。

平成 37 年の将来人口 **33,666** 人

出典：本巢市第 2 次総合計画

まちづくりの課題からまちづくりの目標への展開

背景

【国・県の動向】

- ・地域への移住・定住、活性化(地方創生)
- ・東海環状自動車道西回りの整備
- ・人口減少・少子高齢化社会の到来、財政状況の低迷に伴う集約型の都市構造の構築
- ・東日本大震災などを教訓とした防災・減災対策の推進

【本巢市の現況】

- ・半数以上が他市町村で従業(自市町内従業率42.3%)
- ・(仮称)糸貫IC・(仮称)本巢PAの供用による利便性の向上
- ・屋井工業団地が完売、工業用地が不足
- ・少子高齢化の進行(平成27年時点で65歳以上が27.8%)
- ・国道157号沿いに市街地が形成(用途地域248.5haでの都市的土地利用は86.5%)
- ・用途地域外での開発は平成28年で9件
- ・都市計画道路(糸貫インター線、長良糸貫線)で用地買収中
- ・都市計画公園が2箇所、その他の都市公園が4箇所
- ・下水道の整備促進(汚水処理人口全体で83.5%)
- ・能郷白山や根尾川など豊かな自然環境が存在
- ・淡墨桜や真桑人形浄瑠璃、船来山古墳群など、多様な地域資源が点在
- ・根尾川、犀川での水害や土砂災害、南海トラフ、養老-桑名-四日市断層帯での大規模地震といった自然災害の可能性

まちづくりの課題

■ インターチェンジを活かした産業振興 が必要です

- ・新たな産業振興に向けたインターチェンジ周辺の環境整備
企業誘致等に向けた(仮称)糸貫IC周辺での土地利用方針の位置づけや都市基盤等の整備
- ・インターチェンジの開通に伴う広域ネットワークの形成
(仮称)糸貫ICの整備効果を波及させるための道路交通網の整備

産業の振興

■ 快適に暮らせる生活環境の確保 が必要です

- ・適切な土地利用規制と計画的な土地利用誘導
無秩序な開発の抑制と規制・誘導内容の見直しによる計画的な土地利用の誘導
- ・快適に暮らすことができる生活基盤の構築
国道157号や長良糸貫線を含めた都市内道路ネットワークの形成と、生活道路の整備や公園・下水道等の充実など、快適な生活基盤の構築

生活環境の確保

■ 豊かな自然環境の保全と防災力の強化 が必要です

- ・魅力ある自然環境や歴史文化資源の保全・活用
都市化に対する豊かな自然の保全と、観光や交流の支えとしての魅力ある資源の活用
- ・安全・安心なまちに向けた防災・減災対策の推進
治山・治水・砂防事業等の促進や公共公益施設の耐震化、避難路・避難場所・応急復旧活動スペースの整備などの総合的な防災・減災対策の推進

地域資源の保全と防災力の強化

将来像

自然と都市の調和の中で人がつながる活力あるまち・本巢

上位計画

本巢市 第2次総合計画

本巢都市計画
都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針

まちづくりの目標

● 活力を創造するまちづくり

- ・インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出
- ・広域ネットワーク形成による既存企業と連携した活力の向上

【分野:土地利用、市街地整備、道路・交通】

● 快適に暮らせるまちづくり

- ・適正な土地利用の規制・誘導による集約型都市構造の維持
- ・道路ネットワークの形成と生活基盤の充実による快適性の向上

【分野:土地利用、市街地整備、道路・交通、水と緑】

● 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

- ・豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用による魅力の向上
- ・自然災害に強い防災・減災まちづくりの推進

【分野:土地利用、水と緑、街並み・景観、安全・安心】

第2章 将来都市構造

本市の新しい都市空間づくりに向け、どのような都市機能を配置・誘導し、どのような都市施設の配置や土地の使い方を旨とするかという、基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

2-1 都市構造の考え方

本市の都市構造は、「都市軸」「都市拠点」「ゾーニング」の3つの要素から構成します。

また、これらの要素は、さらにいくつかの「軸」「拠点」「ゾーン」に分かれ、都市を構成します。

都市構造を構成する要素

●都市軸

交流やネットワークを担う動線及び線形

●都市拠点

各種都市活動の中心的な場

●ゾーニング

概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

2-2 都市構造の構成要素

一体的な都市空間づくりの視点や、各地域の成り立ち等を考慮しながら、都市構造の構成要素を次のように設定します。

●都市軸

都市軸は、都市活動や交流を支える主要な幹線道路及びレクリエーションや都市環境の向上に資する主要な河川を中心に、5つの軸を設定します。

①広域連携軸	本市と広域都市圏を結び、人や物の広域的な移動・交流を担う動線として、「東海環状自動車道」を位置づけます。
②都市間連携軸	隣接・近接する都市との連絡を担う動線であり、「国道157号」、「国道418号」、「主要地方道北方多度線」、「主要地方道岐阜関ヶ原線」、「主要地方道岐阜大野線」、「都市計画道路長良糸貫線」、「一般県道北方真正大野線」、「一般県道藤橋根尾線」及び「根尾川左岸堤防道路」を位置づけます。
③都市内環状連携軸	買い物、産業、行政サービス、レクリエーション等の様々な都市活動の場を結びつけ、生活利便性や賑わいの向上に資する動線であり、都市間連携軸を構成する路線の一部に加えて、「西部連絡道路線」等を位置づけます。
④環境軸	身近な自然を活かした憩いや、市の個性を表現する場としての動線であり、「根尾川」、「糸貫川」、「犀川」及び「東海自然歩道」を位置づけます。
⑤公共交通軸	本市の南北を結ぶ軸として、「樽見鉄道」を位置づけます。

●都市拠点

都市拠点は、日常生活において多くの市民が集い利用する場や、主要な憩いの場などを中心に、6つの拠点を位置づけます。

<p>①コミュニティ拠点</p> 	<p>主として行政サービスの機能を担い、市民の日常生活を支援していく拠点として、「本庁舎周辺」及び各地域の「分庁舎周辺」を位置づけます。</p>
<p>②商業拠点</p> 	<p>広域的な商業を中心とした賑わいの場として、「国道 157 号沿道」及び「主要地方道岐阜関ヶ原線沿道の商業集積地周辺」を位置づけます。</p>
<p>③緑の交流拠点</p> 	<p>本市が誇る豊かな緑を活用した憩いともてなしの拠点であり、「船来山周辺」、「文殊の森周辺」及び「淡墨公園周辺」を位置づけます。</p>
<p>④交通拠点</p> 	<p>広域的な道路ネットワークの拠点として「(仮称)糸貫 IC 周辺」、市内及び近隣市町との公共交通によるネットワーク化の核となる拠点として「樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺」、市内の公共交通ネットワークの主要な拠点として「樽見鉄道樽見駅周辺」及び「樽見鉄道本巣駅周辺」を位置づけます。</p>
<p>⑤産業拠点</p> 	<p>地域経済を支える主要なものづくりの場であり、「大規模工業施設集積地」や「東海環状自動車道インターチェンジ周辺」、「パーキングエリア周辺の都市計画道路長良糸貫線の沿道地域」を位置づけます。</p>
<p>⑥文教拠点</p> 	<p>未来を担う主要な人づくりの場であり、「国道 157 号周辺の高等学校・機関集積地」を位置づけます。</p>

※将来都市構造図(P31)において、拠点が重複している場所は担う機能も重複することを表現しています。

●ゾーニング

ゾーニングは、居住や産業等の都市活動の場として活用・整備を図る区域や、自然を保全し、あるいはこれとの調和を図る区域を中心に、4つのゾーンを設定します。

<p>①都市活動推進ゾーン</p>	<p>市街地としてふさわしい都市基盤や土地利用規制を備え、居住や産業等の活動を優先していく区域であり、「市南部の国道 157 号沿道地域」及び「主要地方道岐阜関ヶ原線沿道の商業集積地周辺」を位置づけます。</p>
<p>②田園共生ゾーン</p>	<p>田園風景や営農基盤の保全及び有効活用を図るとともに、これらと調和した良好な住環境を備えていく区域であり、「市南部の都市活動推進ゾーン以外の地域」を位置づけます。</p>
<p>③都市活動調整ゾーン</p>	<p>営農環境との調和に留意しながら、生活利便性やまちの賑わいの向上に資する取り組みを計画的に進める区域であり、都市間連携軸として「主要地方道岐阜大野線」、「主要地方道岐阜関ヶ原線」、「都市計画道路長良糸貫線」、「一般県道北方真正大野線」、「西部連絡道路線」の沿道周辺地域を位置づけます。 なお、このゾーンは、基本的に「田園共生ゾーン」に類する性格ですが、長期的あるいは部分的には「都市活動推進ゾーン」として、居住や産業等の都市活動を優先させるゾーンとしての取り扱いを検討していきます。</p>
<p>④自然共生ゾーン</p>	<p>市民にやすらぎや潤いを与えるまちの背景として、また、優れた生態系が維持された自然として保全・活用を進める区域であり、「市北中部に広がる森林地域」を位置づけます。</p>

第3章 分野別都市づくり計画

将来像やまちづくりの目標を達成するために、6つの分野毎にまちづくりの方針を整理します。

- 土地利用に関する方針
- 市街地整備や規制・誘導に関する方針
- 道路・交通に関する方針
- 水と緑に関する方針
- 街並み・景観に関する方針
- 安全・安心に関する方針

都市づくりのビジョン

本巢市の将来像

自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢

まちづくりの目標

- 目標① 活力を創造するまちづくり
- 目標② 快適に暮らせるまちづくり
- 目標③ 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

将来フレーム

- 人口 33,666 人

将来都市構造

- 都市軸(交流やネットワークを担う「5種類の軸」)
- 都市拠点(都市活動の中心的な場としての「6種類の拠点」)
- ゾーニング(概ねの機能毎に区分した「4種類のゾーン」)

分野別都市づくり計画

3-1 土地利用に関する方針

- (仮称)糸貫ICの活力を活かす適正な土地利用の推進
- 公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用
- まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

3-2 市街地整備や規制・誘導に関する方針

- 暮らしや賑わいを育む「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」

3-3 道路・交通に関する方針

- 地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり

3-5 街並み・景観に関する方針

- 美しく、地域の特色が活かされた風景づくり

3-4 水と緑に関する方針

- 美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり

3-6 安全・安心に関する方針

- 安全・安心な生活環境づくり

3-1 土地利用に関する方針

1. 基本方針

土地利用の基本方針① **(仮称)糸貫 IC の活力を活かす適正な土地利用の推進**

(仮称)糸貫 IC の開通により工業、商業、観光業を中心とした産業に対し大きな影響をもたらすことが期待され、その効果を十分に活かすことができるように IC・PA 周辺地区のまちづくりの方向性を検討し、適正な土地利用を推進します。

それにより、新規の企業誘致や既存企業の拡充等を支援し、産業の活性化につなげます。ただし、大型車両の排除など周辺環境へ配慮した施策をあわせて検討します。

土地利用の基本方針② **公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用**

土地は限られた資源であるため、有効に利用することが必要です。そのため、公共的な観点に立った秩序ある利用が求められます。

本市の場合、市南部では優良な農地が広がっています。一方、地理的・地形的な特性から開発選好度が高く、土地利用制限により開発が可能な地域で宅地開発が進んでいる状況にあります。

このため、宅地開発や行政による都市基盤整備等が無秩序に進むことがないように、公共的な観点で利用するところと抑制するところを明確にし、秩序のある効果的・効率的な土地利用を進めます。また、現在の土地利用や将来に向けた開発需要等を考慮しながら、住宅、商業、工業等としてそれぞれ利用する土地を明確化するとともに、土地利用規制を見直します。

土地利用の
基本方針③

まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

本市の土地利用において特筆すべきは、市域の8割以上を占める森林に見られるように、自然環境に恵まれていることです。

しかしながら、第一次産業の衰退により森林や農地は生産の場としての経済的価値が相対的に低下しています。本市においても、全国的な例に漏れず、宅地への利用転換や、耕作放棄地・放置林の増加が見受けられます。

一方で、このような自然は、土地の環境保全や、優れた生態系、美しい風景を支える重要な要素となっており、市民意向から見ても保全することが重要です。このため、自然に囲まれた集落地域の生活環境整備や、(仮称)糸貫 IC 等の都市基盤整備に伴う新たな土地利用の検討に際しても、「自然環境の保全と共生」を念頭に考えていくことを原則とします。



2. エリア別土地利用の方針

基本方針を踏まえて、市域を7つのエリアに区分し、エリア毎に目指すべき土地利用方針と配置のイメージを整理します。

各エリアの土地利用方針と配置のイメージ

①住居系市街地エリア	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆低層、低中層の住宅を基本とした居住環境の保全を図るとともに、日常生活に必要な施設（一定規模以下の商業施設、教育施設、福祉施設等）の立地による生活利便性の向上に努めます。 ◆空家等既存ストックを活用し、定住・移住者の住宅確保に努めます。
配置のイメージ	◆現在の住居系用途地域及びこれに連続する住宅地
②商業系市街地エリア	
土地利用の内容	◆商業施設をはじめとする各種サービス施設の立地の集積を誘導するとともに、市民や周辺都市からの利用に配慮した賑わいのある、利便性の高い空間形成を図ります。
配置のイメージ	◆大規模商業施設を中心とした国道157号と都市計画道路長良糸貫線の交差部周辺や主要地方道岐阜関ヶ原線と一般県道田之上屋井線との交差部周辺
③産業系市街地エリア	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模工業施設、地域産業を支える工場等の立地の集積や機能維持を図るとともに、周辺の居住環境、営農環境への影響に配慮するよう誘導します。 ◆既存施設に隣接するエリアの拡大に努めます。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在の大規模工業施設が集積する地域及びその周辺 ◆都市計画道路長良糸貫線沿道及び(仮称)糸貫IC・(仮称)本巣PA周辺 ◆根尾川、糸貫川沿いで形成されている工業団地等とその周辺 ◆市南部の主要地方道北方多度線沿道

「市街地」とは

本巣市都市計画マスタープランにおける「市街地」は、国道157号沿いの用途地域が指定してあるエリアと本ページで整理している住居系、商業系、産業系のエリアを指します。

④沿道利用エリア（広域機能型、生活支援機能型）	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地エリア以外の主要な幹線道路沿道では、営農環境や居住環境の保全を基本としながら、生活利便性の向上や地域振興に資する効率的な土地利用を検討します。 ◆沿道利用エリアは、各路線の規格に応じ、広域商業や物流等を含んだ高度で複合的な機能付加を想定した「広域機能型」と、周辺環境と共存できる商業等の機能付加を想定した「生活支援機能型」に区分します。
配置のイメージ	◆国道 157 号、都市計画道路長良糸貫線、主要地方道岐阜関ヶ原線、主要地方道岐阜大野線、主要地方道北方多度線、西部連絡道路線、一般県道北方真正大野線の沿道地域及びインターチェンジ周辺地域

⑤公園・緑地エリア	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の日常的な憩いの場として、都市公園化を推進します。 ◆まちに潤いをもたらす水と緑の豊かな風景の場や、教育の場等として活用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ◆根尾川・糸貫川・犀川 ◆市街地近郊のまとまりある森林 ◆主要な公園

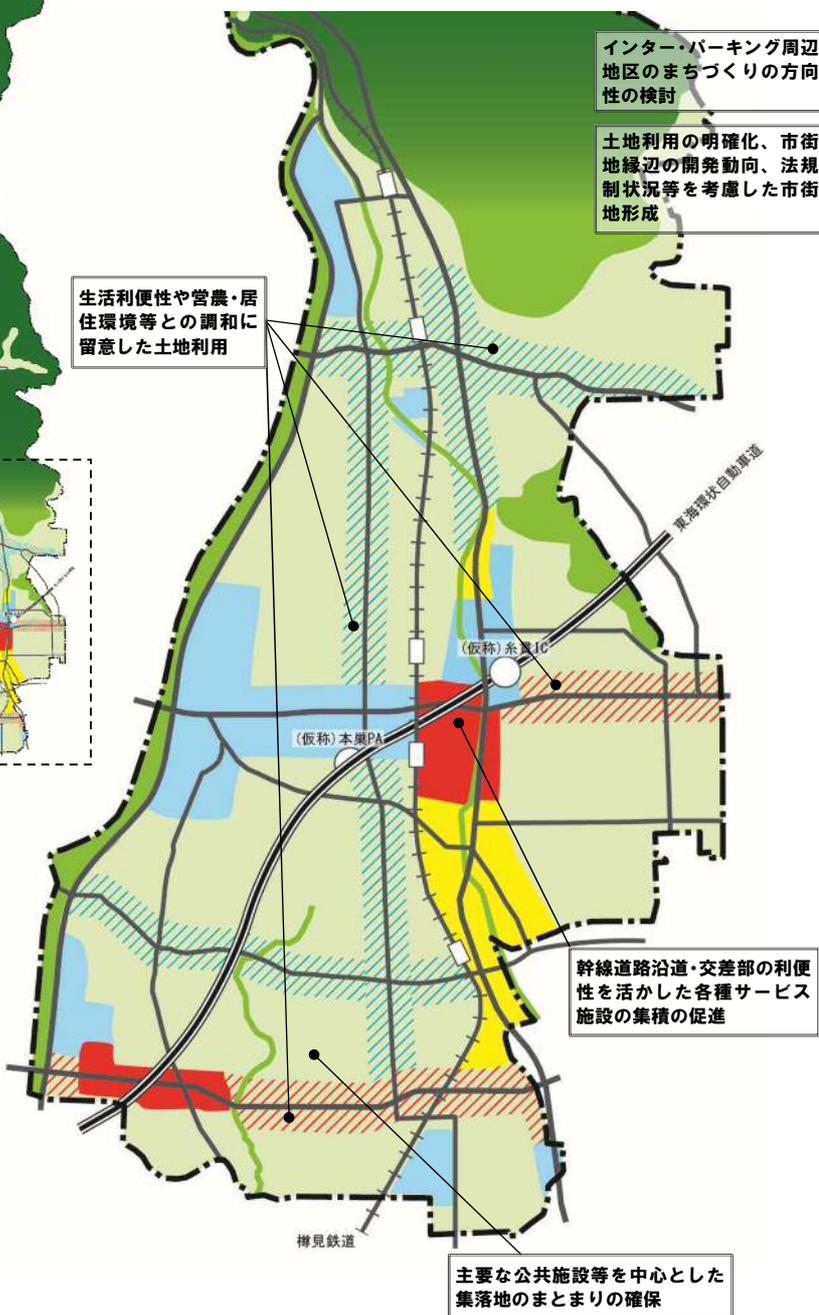
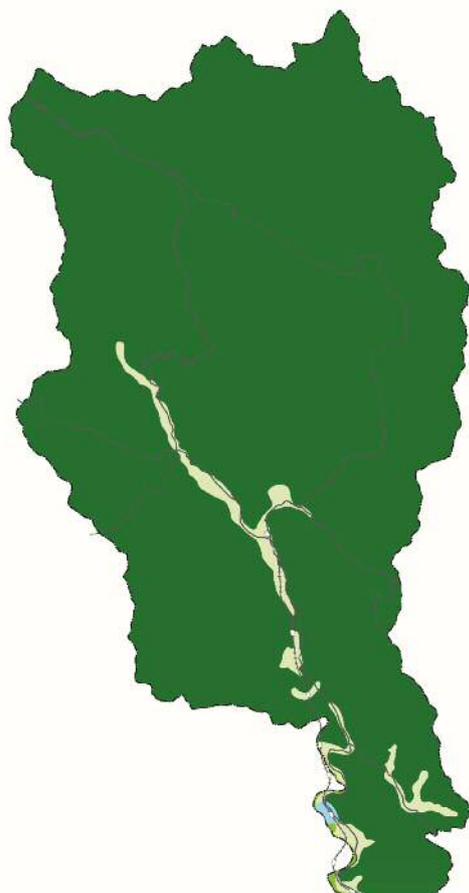
⑥農地・集落エリア	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地のまとまりを保全・確保し、営農環境や、多様な生物の生息地としての機能、遊水機能の維持に努めます。 ◆営農環境の維持については、必要に応じて規制・誘導の内容を見直します。 ◆集落地については、周辺の田園・里山環境との調和を図りつつ、居住環境の改善・向上、主要公共施設等を中心とした土地利用のまとまりの確保に努めます。 ◆市街地縁辺部では、開発動向等に応じて、市街地としての設定を図り、良好な居住環境の整備・誘導を図ります。
配置のイメージ	◆市街地エリア以外の集落地及び農地

⑦森林エリア	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆森林の保全を基本として、木材生産、観光や交流、心身の健康維持・増進、疾病の予防を図る森林セラピーの視点から自然と触れあえる場としての活用を図ります。 ◆法に基づく国定公園や自然環境保全地域、主要な保安林・国有林では、水源のかん養、優れた生態系の維持、美しいまちの背景等を支える重要な森林として、積極的な保全・管理を図ります。
配置のイメージ	◆市北部に広がる森林

土地利用に関する方針図



凡 例	
	住居系市街地エリア
	商業系市街地エリア
	産業系市街地エリア
	沿道利用エリア(広域機能型)
	沿道利用エリア(生活支援機能型)
	公園・緑地エリア
	農地・集落エリア
	森林エリア
	主要な道路



3-2 市街地整備や規制・誘導に関する方針

1. 基本方針

暮らしや賑わいを育む「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」

居住環境、営農環境及び商工業の産業活動が調和した土地利用を進めるため、平成22年に施行した本県都市計画の制度について適切な運用を進めます。さらに、(仮称)糸貫ICの開通に併せて産業の振興を推進するため、必要に応じて用途地域、特定用途制限地域等の土地利用に係る規制を見直します。

また、定住を促し、来訪者で賑わう都市空間を形成するため、それぞれの地域の特性に応じた取り組みを進めるとともに、快適な暮らしの場としての住居系市街地や、ものづくりの場としての工業系市街地において、計画的な市街地整備を進めます。

集落地においては、周辺の営農環境、里山環境との調和に留意しながら、地域の状況に応じた地区計画の策定など、様々なまちづくりの手法を活用して快適性の向上に努めます。

市街地整備や規制・誘導に関する方針

暮らしや賑わいを育む
「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」

- ①都市計画の制度の適切な運用
- ②拠点地域のまちづくり
- ③市街地・集落地の生活基盤の充実

2. 整備・誘導の方針

① 都市計画の制度の適切な運用

- ・平成22年から施行している本県都市計画の制度を適切に運用することにより、計画的な市街地整備を進めます。
- ・国道157号や主要地方道岐阜関ヶ原線の沿道の住居系、商業系市街地エリアでは、居住環境の保全や商業集積度の向上等、土地利用方針に即した建築活動が行われるように規制・誘導します。
- ・工業系市街地エリアでは、(仮称)糸貫ICの開通に伴い、開発需要の高まりが予想されるなかで、計画的な開発が行われるように用途地域や特定用途制限地域を見直します。
- ・各市街地エリア以外の地域では、規制や誘導の内容を見直し、営農環境、居住環境の保全を図ります。

② 拠点地域のまちづくり

- ・「コミュニティ拠点」として位置づけた地域では、市民の生活の拠点として、商業、医療・福祉等の機能の導入を検討します。また、各コミュニティ拠点間や樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺とは、バス等を中心とした公共交通によるネットワーク化を推進します。
- ・市街地内の「商業拠点」として位置づけた地域では、大規模商業施設の周辺において、市内外の多くの人々が利用する利便性の高い空間を形成するため、空地の有効活用を図り、商業施設をはじめとする各種サービス施設の立地の集積を誘導します。
- ・「産業拠点」として位置づけた(仮称)糸貫 IC 周辺では、開発需要の高まりに応じ、工業、物流、交流等の施設立地を適正かつ効率的に進めるための都市基盤整備や土地利用規制を見直します。
- ・将来都市構造で位置づけた各都市拠点の周辺では、市民との連携を図り、地域が主体となったまちづくりを進めます。

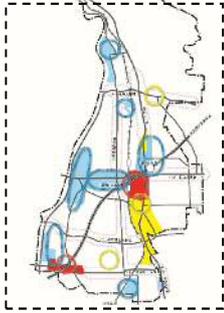
③ 市街地・集落地の生活基盤の充実

- ・市街地縁辺部や大規模集落周辺といった地域では、宅地化を図る範囲をできる限り明確化しながら、地区計画による道路・公園等の都市基盤の確保、一体的に都市基盤を確保できる民間開発の指導・誘導等、各地域の状況に応じた様々な手法により、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・市街地内の土地区画整理事業が施行された地区や、市街地外の基盤整備済みの地区については、地区計画制度等、現在の良好な居住環境を保全するための方策について検討します。
- ・老朽化した市営住宅は修繕などによる長寿命化を推進し、市民の暮らしを守ります。
- ・小学校、中学校等の公共施設においては、必要に応じて施設改修等を行います。
- ・適切な管理が行われていない空家の実態を把握し、景観や衛生、防犯、防災など市民の生活環境を考慮しながらハード面、ソフト面の両面から移住・定住を促す施策の実施を進めます。

市街地整備や規制・誘導に関する方針図



産業のエリアとしての整備の検討



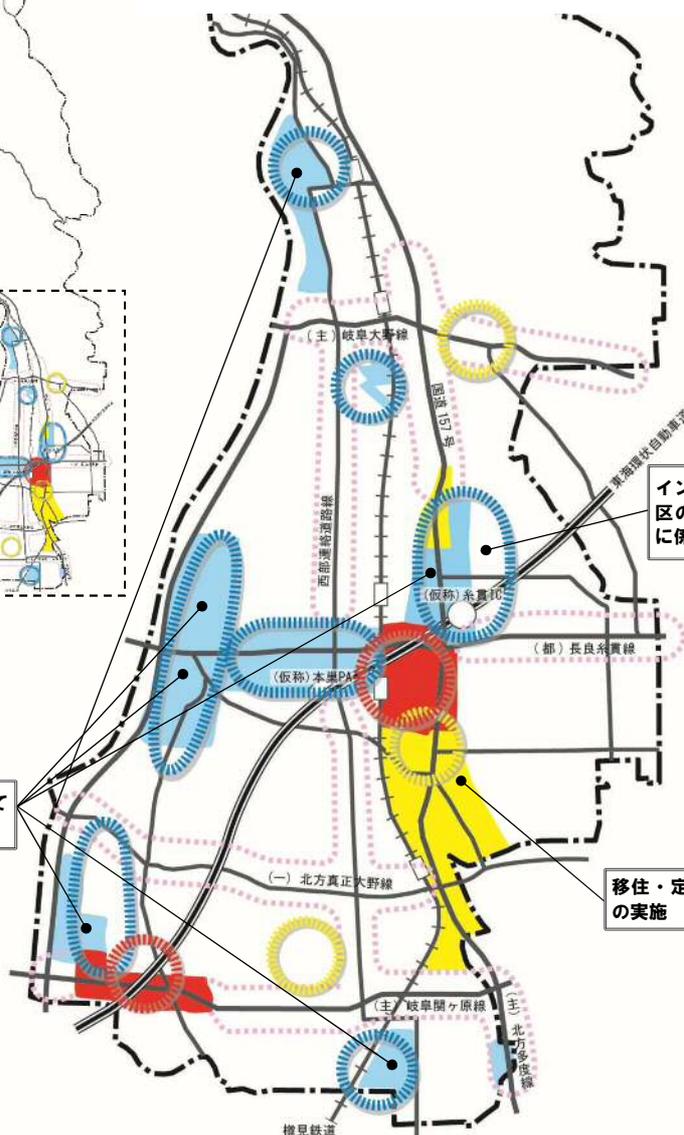
産業のエリアとしての整備の検討

凡 例	
	住居系市街地エリア
	商業系市街地エリア
	産業系市街地エリア
	沿道利用エリア
	主要な道路
	産業拠点
	商業拠点
	コミュニティ拠点



※沿道利用エリア：幹線道路沿道における商・工業施設等の適正立地のための方策（用途地域、特定用途制限地域、地区計画等）の検討。

- <その他の主要施策>
- ・地域に応じた手法による都市基盤の整備・確保
 - ・基盤整備済みの地区での環境保全方策（地区計画等）の検討
 - ・土地利用に係る規制の見直し



インターチェンジ周辺地区の基盤整備、土地利用に係る規制の見直し

移住・定住を促す施策の実施

3-3 道路・交通に関する方針

1. 基本方針

地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり

道路・交通は、市民の日常生活や商工業等の産業活動を支える重要な要素となっています。このため、本市では、東海環状自動車道の整備に伴い、その整備効果を市内へ取り込むことができるように、IC との連絡性の向上や渋滞緩和、都市内交通を円滑に処理する幹線道路網の整備等、市民や来訪者が使いやすい道路整備を進めます。それにより、市内のネットワーク、広域的なネットワーク双方の整備を進めます。

また、このような道路整備と合せて、歩道の設置をはじめとした交通弱者の視点にも立った安全で快適な環境を整備します。

一方、交通に関しては、高齢化が著しいなかで重要性が増しており、樽見鉄道やバスの利便性を高め、利用しやすい公共交通のネットワーク化を推進します。

道路・交通に関する方針

地域を結び、安全・快適に
利用できる交通環境づくり

- ① 広域道路等の整備・改良
- ② 主要な幹線道路の整備・改良
- ③ 利用しやすい快適な道路の整備
- ④ 鉄道・バス等の公共交通網の充実

2. 整備・誘導の方針

① 広域道路等の整備・改良

- ・東海環状自動車道及び(仮称)糸貫 IC の早期開通を関係機関に要請します。
- ・福井県と岐阜地域を結ぶ国道 157 号は、北部地域においては重要な交通の軸であり、改良等を進め利便性の向上に努めます。また、南部地域においては、市の玄関口となる(仮称)糸貫 IC との重要なアクセス道路となります。交通量の増加が見込まれるため、4車線化に向け、将来的には都市施設としての位置づけも視野に入れて、地元住民との合意形成や管理者である県との協議等、調整を進めます。
- ・国道 157 号の都市計画道路運動場加茂線(北方町)へ接続する箇所については、都市施設としての位置づけも視野に入れて検討します。
- ・都市計画道路長良糸貫線や都市計画道路糸貫インター線の整備、主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化の早期完成等を促進します。
- ・市北部についても県道や林道について、整備を進めます。

② 主要な幹線道路の整備・改良

- ・市街地内の渋滞緩和や(仮称)糸貫 IC へのアクセス性の強化のため、国道 157 号と都市計画道路長良糸貫線を結ぶ環状型の市道の改良を推進します。
- ・主要地方道岐阜関ヶ原線などの近隣市町とを結ぶ幹線道路の整備を促進し、地域間の交流や緊急時・災害時用として重要な道路の確保を推進します。
- ・山間部では、地形的・自然的特性を考慮し、林道も含めた道路網の構築や復旧体制等のソフト面の充実により、災害に強い交通環境の実現を目指します。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を実施し、安全で円滑な交通の確保を図ります。

③ 利用しやすい快適な道路の整備

- ・市民との協働による道路除草を推進し、適正な維持管理を行います。
- ・主要な道路では、歩道の設置、道路照明灯、その他交通安全施設を設置します。
- ・一定規模以上の開発区域周辺において積極的に防犯灯の新設を促すほか、防犯灯の LED 化を進めるなど、安心して通行できる生活道路の環境整備を進めます。
- ・様々な都市拠点の周辺や主要な公共施設周辺等では、多くの人が利用するため、安全な歩行空間の確保を伴う道路の整備・改良を進めます。
- ・広域道路や主要な幹線道路では、景観計画に基づき、屋外広告物の規制・誘導、市民主体の取り組みによる管理等、美しく快適な道路空間を保全・創出するための取り組みを進めます。
- ・国道 157 号沿道に位置する道の駅を活用して、来訪者にわかりやすい道路交通情報の提供を図り、利用を促進します。

④ 鉄道・バス等の公共交通網の充実

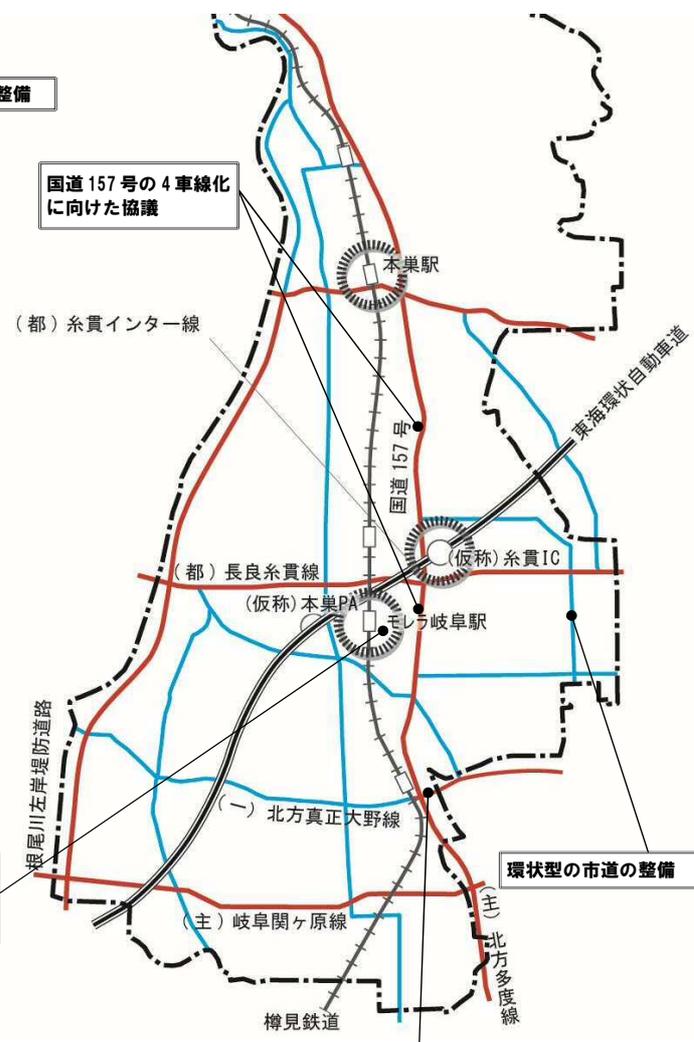
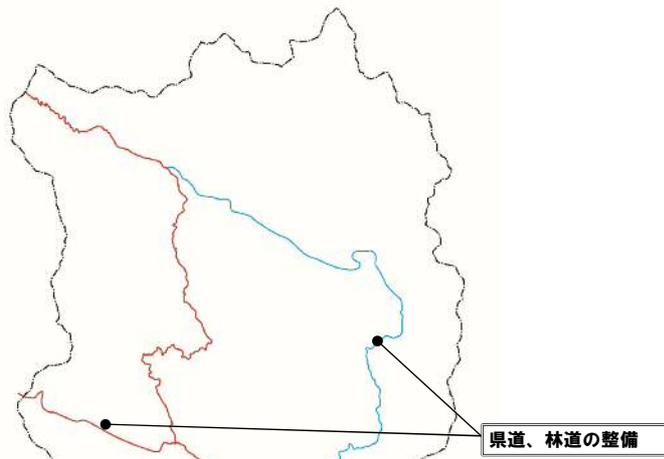
- ・樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺を拠点として、利便性向上のための周辺基盤整備や広域的な連携も含め、公共交通のネットワーク化を推進します。
- ・交通拠点の樽見鉄道樽見駅、樽見鉄道本巣駅については、利便性向上のための周辺基盤整備や市内のコミュニティ拠点を結ぶ公共交通のネットワーク化を推進します。
- ・交通弱者等の移動を支え、渋滞緩和にも資する交通手段として樽見鉄道の利用を促進するため、沿線市町における認識の共有を図り、利用促進に向けた取り組みを検討します。
- ・市内の樽見鉄道の駅については、自然や歴史・文化を活かした集客展開を図るため、市民主体の取り組みとあわせて、駅周辺の観光資源等の情報発信や環境美化等の取り組みを進めます。また、鉄道と沿線の観光資源との連携により、鉄道利用者の増加を目指します。
- ・市営バスの運行ルートや便数を見直し、市民の利便性を高めます。また、利用しやすいバスのあり方として、他市町と連携して路線の再編を検討します。

道路・交通に関する方針図



凡 例	
	広域道路
	主要な幹線道路
	樽見鉄道
	交通拠点

- ・東海環状自動車道の整備
- ・都市計画道路長良系貫線の整備（4車線化）
- ・都市計画道路糸貫インター線の整備
- ・主要地方道岐阜関ヶ原線の整備（4車線化）
- ・主要地方道北方多度線の整備



大型商業施設を拠点とした、
利用しやすい公共交通ネット
ワークの形成

- <その他の主要施策>
- ・都市拠点、公共施設周辺の安全な歩行空間の確保
 - ・主要な道路における交通安全施設の設置
 - ・市営バスの運行ルートや便数の見直し
 - ・他市町との連携による路線の再編
 - ・樽見鉄道の利用促進

都市計画道路運動場加茂線へ
接続する道路の整備

3-4 水と緑に関する方針

1. 基本方針

美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり

市域の8割以上を森林が占め、地域によって異なる自然の豊かさ、美しさを有する本市では、自然を守り、活かすことがまちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

このため、市全体及び地域の視点から、積極的に守り、継承すべき自然を明確化して、保全と共生を原則とした都市活動を促すとともに、親水空間等の自然と身近に接することができる空間づくりを進めます。

また、快適で潤いのある生活環境を形成するため、各地域のまちづくりにあわせて、市民が利用しやすい都市公園等の整備・確保を図るとともに、市民の取り組みと連携した公共空間・民有地での緑化を進めます。

水と緑に関する方針

美しく豊かで、身近に感じる
水と緑の環境づくり

- ①自然・生態系の保全
- ②市民が親しめる川・山・里づくり
- ③公園・緑地の整備

2. 整備・誘導の方針

① 自然・生態系の保全

- ・河川の水質保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備など、地域の特性に応じた手法により、生活排水の適正処理を進めます。
- ・市域の8割以上を占める森林は、保水能力の確保、土壌の保全といった面から、本市の自然保全の根幹と言えるものです。そのため、保安林指定の維持やボランティアの活用等により適正な保全・管理を促進します。
- ・能郷白山山頂付近や根尾川の一部流域では、それぞれ自然環境保全地域（特別地区と普通地区）、国定公園としての指定を維持し、積極的な保全を図ります。
- ・市南部では、主要な幹線道路沿道の土地利用方針との整合性等に留意しながら、田園風景の骨格や、優良農地、多様な生物の生息地として積極的に保全を図る区域を明確化し、農業振興地域等の他法令とも連携させた計画的な保全に努めます。

- ・ホタルが生息する席田用水（糸貫川）や、ササユリが群生する文殊の森等、市民に身近で優れた生態系が維持されている自然は、市民の取り組みとあわせて、積極的な保全を図ります。
- ・豊かな自然や歴史的資産について、市民や団体等と一体となった保護・活用を推進するため、日本ジオパークへの加盟を検討し、教育や地域の持続可能な発展を目指します。

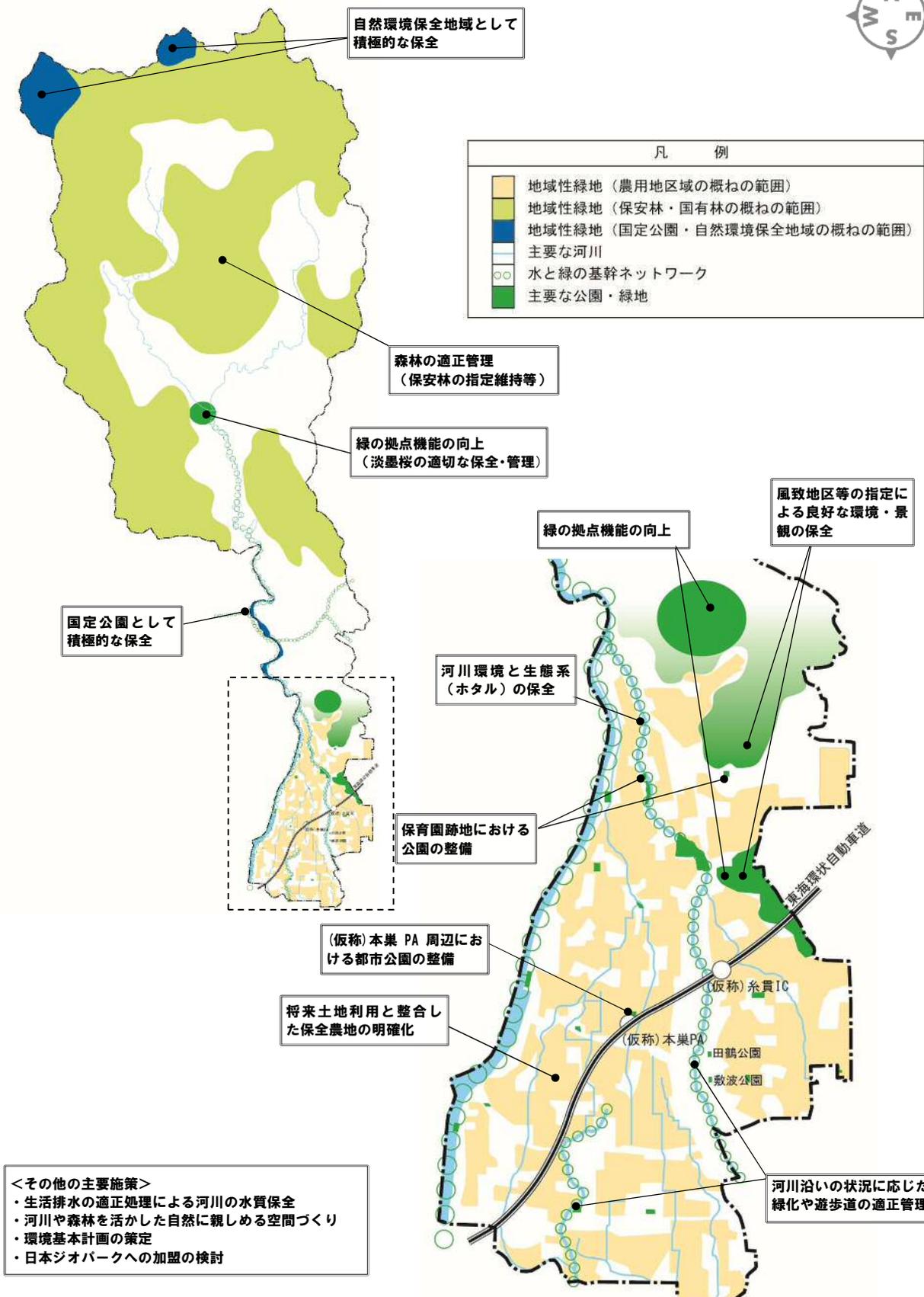
② 市民が親しめる川・山・里づくり

- ・船来山など市街地近郊に位置する森林・丘陵地は、風致地区等の指定を検討し、良好な環境・景観の保全に努めます。
- ・市北中部の豊かな自然を活かした森林セラピーの実施等、人々が自然に親しめる空間づくりを進めます。
- ・淡墨公園、文殊の森等の既存の憩いの場については、周辺のまちづくりとの連携や、それぞれの特性を踏まえた適切な保全・管理により、緑の拠点機能の向上に努めます。
- ・糸貫川等の主要な河川では、河川沿いの状況に応じて緑化や遊歩道の適正な管理により、美しい河川風景を眺めながら歩ける空間を確保します。

③ 公園・緑地の整備

- ・都市計画公園である田鶴公園、敷波公園やその他の公園については、誰もが親しみやすい安全な公園を目指し、適切な維持管理を行います。
- ・2箇所保育園跡地において、バリアフリー化を念頭に置いた公園整備を検討します。
- ・公園整備にあたっては計画の段階から市民参加を促すとともに、市民協働による維持管理の仕組みづくりを進めます。
- ・一定規模以上の開発行為における植栽の義務化や緑地協定等、市民が主体となって行う緑のまちづくりを促し、民有地での緑化を進めます。
- ・計画的な公園整備や緑化を進めるための指針を検討します。
- ・(仮称)本巢PA周辺において、市民の憩いのスペースとなり、来訪者が立ち寄ることができる都市公園の整備を検討します。避難場所や支援物資の集積所、応急復旧活動の拠点となるなど防災機能も兼ね備えた公園を目指します。

水と緑に関する方針図



3-5 街並み・景観に関する方針

1. 基本方針

美しく、地域の特色が活かされた風景づくり

都市の快適性や都市の魅力といった視点から、見える環境として街並み・景観に対するニーズは高まっています。また、それらは、地域に根ざした多様な文化や産業と併せて、観光資源として活用することで魅力的で賑わいのあるまちの形成に寄与します。

こうしたなか、本市では、平成24年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成27年には積極的に街並みや景観を保全・創出していくために景観計画を策定しました。

本市の自然環境や暮らしのなかにある景観を重要な資源として捉え、まちづくりへの活用を推進するために景観計画に基づく街並み・景観の保全・創出を図ります。

街並み・景観に関する方針

美しく、地域の特色が活かされた
風景づくり

- ①特徴的なまちの顔・軸づくり
- ②美しい郷土景観の保全
- ③地域毎の景観づくり

2. 整備・誘導の方針

① 特徴的なまちの顔・軸づくり

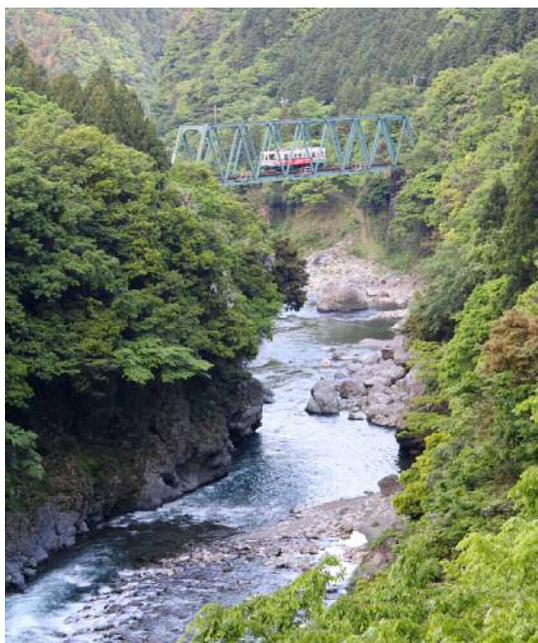
- ・(仮称)糸貫 IC 周辺は、景観形成重点地区としての指定を検討し、来訪者を迎えるまちの玄関口として、本市をイメージできるような修景整備や、周辺地域のまちづくりと結びつけた景観誘導を進めます。
- ・各都市拠点については、緑化による周辺環境との調和や、案内看板の充実等による利用者にわかりやすい景観誘導を進めます。
- ・幹線道路では、屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した空間づくりを進めます。
- ・「都市間連携軸」としての国道157号や、「都市内環状連携軸」としての西部連絡道路線等は、様々な都市拠点を結ぶ位置づけから、各拠点へ誘導する案内看板の統一化等に取り組みます。

② 美しい郷土景観の保全

- ・ 農業や林業を中心に発展してきた本市では、市南部で優良農地が、市北中部で森林が広がり、美しい景観を形成しています。都市計画・景観計画・条例の適切な運用により、良好な田園風景や、まちの背景を損なうような建物の形態及び立地を抑制します。
- ・ 根尾川、糸貫川、犀川等の主要な河川については、親水空間の維持に努めます。

③ 地域毎の景観づくり

- ・ 市街地整備や各地域のまちづくりにあわせて、良好な景観を創出するため、市民の意向を踏まえながら、地区計画制度や景観計画等による建物の形態制限等を検討します。
- ・ 企業誘致の際には、周辺環境への配慮とともに、景観・緑化にも配慮した統一感のあるまちづくりに向けて検討します。
- ・ 優れた渓谷美を有する金山峡谷、船来山の里山景観、鶉ヶ池の潤いある景観、根尾谷断層等、それぞれの地域特有の優れた景観資源があります。これらについては、市民の意向に応じ、景観の保全・創出方策の検討を行いながら、まちづくりへの活用を進めます。
- ・ 船来山古墳群については、国の史跡指定に向けて、「船来山古墳群保存活用基本構想」に基づき、保存・活用を推進します。また、風致地区の指定についても検討します。
- ・ 市民が主体となった緑化活動を促すとともに、地域の状況に応じて市民が日常的に景観づくりに関わっていただけるような仕組みについて検討します。



3-6 安全・安心に関する方針

1. 基本方針

安全・安心な生活環境づくり

本市は、豊かな自然環境に恵まれています。一方で、土砂崩れや浸水被害等の大きな災害が発生する危険性もはらんでいます。また、平成24年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。自然災害から市民の生命と財産を守るため、地域防災計画に基づく山地や河川での災害対策をはじめ、治水対策、防災機能の強化、まちなかでの耐震化対策、自主防災組織の活性化等、ハード・ソフト両面から災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、本市では高齢化の進行、山間部での過疎化が顕著です。若い世代の移住・定住に対する施策を進めるとともに、農林業を中心に発展してきたまちとしての特性等を考慮しながら、若者や高齢者が快適に暮らし続けることができる安全・安心な居住環境づくりを進めます。

安全・安心に関する方針

安全・安心な生活環境づくり

- ①災害に強い生活環境の整備
- ②居住環境の保全・整備



2. 整備・誘導の方針

① 災害に強い生活環境の整備

- ・河川については、犀川等の改修や重要水防箇所における水防活動を関係機関に働きかけます。
- ・流域での総合的な対策の必要性から、民間開発等の宅地化に伴う雨水調整機能の確保、雨水排出抑制について指導します。また、浸水が危惧される地域では、開発時の防災措置の指導に努めます。
- ・山間部では、土砂災害が危惧される地域について、治山・砂防事業等のハード対策事業を促進するとともに、危険箇所の増加抑制に向けた森林の保全・育成や土砂災害警戒区域等の指定・周知をするとともに、土砂災害特別警戒区域については住宅等の新規立地の抑制等ソフト対策の強化に努めます。
- ・公共施設、小・中学校等において、防災資機材の充実、飲料水・食料の備蓄とともに、企業・事業所との災害応援協定の締結を進めるなど、防災機能の拡充に努めます。
- ・(仮称)本巢PA周辺は、市南部の人口が集積する地域の中心に位置していることから、避難場所や支援物資の集積所、応急復旧活動の拠点となるなど防災機能を確保できるよう検討します。
- ・建物が密集する地域では、市民の協力を得ながら、延焼防止空間や避難場所としての道路、公園・緑地の確保を進めます。また、建築物等耐震化促進事業により、耐震診断、耐震補強工事に対する支援を推進します。
- ・近年の短期的局地的集中豪雨による排水量の増加に対応するため、河川や排水路整備を推進し、安全な生活環境の確保に努めます。
- ・ハザードマップを活用し、災害の危険箇所や危険回避の方法等に関する情報を市民に積極的に提供します。
- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民意識の高揚を促し、地域毎の防災会議の開催や危険箇所の把握等、自主防災組織の育成や活性化を図るとともに、自主防犯意識の高揚にも努めます。

② 居住環境の保全・整備

- ・高齢化の進行を勘案し、「岐阜県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、高齢者の生活に配慮した住宅改善支援と市営住宅の改修を行います。また、多くの人々が利用する公共施設等において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。
- ・農林業で発展してきた特性から、農地や森林等の生産基盤を整備するとともに健全な維持を図り、持続可能な農林業経営の促進に努めます。特に、営農基盤については、長期的な土地利用方針との整合性等に留意しながら、主に認定農業者の増加を図り、農地の集約化を進め、生産性の維持・向上に努めます。
- ・農林業振興方策との連携のもとで、ゆとりある田園居住環境の保全・整備や、過疎化、雪害、鳥獣被害等の特有の問題に対応した山村集落の居住環境の保全・整備を進めます。
- ・効率的・効果的な行政サービス提供を行うために施設の統廃合を進めます。

まちづくりの目標に基づく分野別まちづくりの方針

将来像

自然と都市の調和の中で人がつながる活力あるまち・本巢

まちづくりの目標

● 活力を創造するまちづくり

- ・インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出
- ・広域ネットワーク形成による既存企業と連携した活力の向上

【分野：土地利用、市街地整備、道路・交通】

● 快適に暮らせるまちづくり

- ・適正な土地利用の規制・誘導による集約型都市構造の維持
- ・道路ネットワークの形成と生活基盤の充実による快適性の向上

【分野：土地利用、市街地整備、道路・交通、水と緑】

● 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

- ・豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用による魅力の向上
- ・自然災害に強い防災・減災まちづくりの推進

【分野：土地利用、水と緑、街並み・景観、安全・安心】

分野別まちづくりの方針

<p>土地利用に関する方針</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● (仮称)糸貫ICの活力を活かす適正な土地利用の推進 ● 公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用 ● まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用
<p>市街地整備や規制・誘導に関する方針</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 暮らしや賑わいを育む「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」 <p><整備・誘導の方針></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都市計画の制度の適切な運用 ② 拠点地域のまちづくり ③ 市街地・集落地の生活基盤の充実
<p>道路・交通に関する方針</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり <p><整備・誘導の方針></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広域道路等の整備・改良 ② 主要な幹線道路の整備・改良 ③ 利用しやすい快適な道路の整備 ④ 鉄道・バス等の公共交通網の充実
<p>水と緑に関する方針</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり <p><整備・誘導の方針></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然・生態系の保全 ② 市民が親しめる川・山・里づくり ③ 公園・緑地の整備
<p>街並み・景観に関する方針</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 美しく、地域の特色が活かされた風景づくり <p><整備・誘導の方針></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特徴的なまちの顔・軸づくり ② 美しい郷土景観の保全 ③ 地域毎の景観づくり
<p>安全・安心に関する方針</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心な生活環境づくり <p><整備・誘導の方針></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害に強い生活環境の整備 ② 居住環境の保全・整備